

○岡山市立図書館条例

昭和58年3月22日

市条例第18号

改正 昭和63年3月24日市条例第17号

平成2年3月26日市条例第23号

平成6年7月1日市条例第51号

平成11年3月24日市条例第17号

平成12年3月22日市条例第7号

平成12年3月22日市条例第76号

平成15年2月25日市条例第18号

平成17年3月17日市条例第94号

平成18年12月27日市条例第135号

平成20年12月25日市条例第124号

平成21年12月25日市条例第79号

平成22年3月25日市条例第22号

平成23年3月16日市条例第43号

平成26年3月25日市条例第93号

平成29年6月28日市条例第41号

平成29年12月25日市条例第50号

岡山市立図書館条例（昭和27年市条例第57号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

2 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

（1） 中央図書館

| 名称 | 位置 |
|-----------|---------------|
| 岡山市立中央図書館 | 岡山市北区二日市町56番地 |

（2） 地区館

| 名称 | 位置 |
|---------------|-----------------|
| 岡山市立幸町図書館 | 岡山市北区幸町10番16号 |
| 岡山市立浦安総合公園図書館 | 岡山市南区浦安南町493番地2 |

(3) 分館

| 名称 | 位置 |
|------------|------------------|
| 岡山市立足守図書館 | 岡山市北区足守718番地 |
| 岡山市立伊島図書館 | 岡山市北区伊島町二丁目9番38号 |
| 岡山市立建部町図書館 | 岡山市北区建部町福渡487番地1 |
| 岡山市立御津図書館 | 岡山市北区御津宇垣1629番地 |
| 岡山市立瀬戸町図書館 | 岡山市東区瀬戸町下188番地2 |
| 岡山市立灘崎図書館 | 岡山市南区片岡186番地 |

(指定管理者による管理等)

第2条 図書館の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) 図書館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (2) その他図書館の管理上教育委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第3条 図書館の指定管理者の指定を受けようとするものは、図書館の事業計画に関する書類その他教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による図書館の駐車場の管理が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が、図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき若しくはその指定を取り消したとき又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

(1) 図書館の施設等管理業務の実施状況

(2) 図書館の駐車場の利用状況

(3) 図書館の駐車場使用料の収入の実績

(4) 図書館の施設等管理に係る経費の収支状況

(5) その他教育委員会規則で定める事項

(入館の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 管理上必要な指示又は指導に従わない者

(2) 管理上支障があると認められる者

(手数料)

第6条 図書館資料の複写の交付を受けようとする者は、その申請の際、複写用紙片面1枚につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) モノクロ複写 10円

(2) カラー複写 50円

2 市長が特別の理由があると認めたときは、前項の手数料を減免することができる。

(駐車場使用料)

第7条 別表に掲げる駐車場（以下「駐車場」という。）の利用者は、同表の定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の使用料は、駐車場から出場する際に納付しなければならない。

(駐車場を利用できる自動車及び禁止行為)

第8条 駐車場を使用できる自動車は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第4号に規定する自動車で、積載物を含め、長さ5メートル、幅2メートル以下のものであること。

(2) 発火、引火若しくは爆発のおそれがある物品又は著しく悪臭を発する物品を積載していないこと。

(3) 駐車場の設備をき損するおそれがないこと。

(4) その他駐車場の管理に支障を生じさせないこと。

2 駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 駐車場の設備若しくは駐車中の他の自動車を汚損し、き損し、又はそのおそれがある行為をすること。

(2) 他の自動車の駐車を妨げること。

(3) 駐車場の管理に支障を及ぼすこと。

(施設の使用)

第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき施設の使用の許可を受けた者は、使用料として1平方メートルにつき月額410円を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、毎月10日までにその月の分を納付しなければならない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者又は使用者が、その責めに帰すべき理由により、図書館の施設、設備又は図書館資料を破損し、滅失し、又は汚損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月27日から施行する。

附 則 (昭和63年市条例第17号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年市条例第23号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年市条例第51号)

この条例は、平成6年8月23日から施行する。

附 則 (平成11年市条例第17号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年市条例第7号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年市条例第76号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年市条例第18号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年市条例第94号)

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年市条例第135号)

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成20年市条例第124号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年市条例第79号）

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成22年市条例第22号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市条例第43号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市条例第93号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年市条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年市条例第50号）

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（参考 平成30年市教委規則第17号で平成30年5月8日から施行）

別表（第7条関係）

| 施設名 | 単位 | 使用料 |
|----------|-------|-------------------------------|
| 中央図書館駐車場 | 1台につき | 最初の1時間30分まで無料 以後1時間ごとに100円 |

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車するときは、使用料は無料とする。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

- (2) 当該駐車場の付近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
- (3) 前各号のほか、市長が必要と認める自動車